

定 款

(令和 5 年 3 月 23 日 定時株主総会決議後)

大阪市中央区淡路町一丁目 6 番 11 号

株式会社イトキ

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、株式会社イトーキと称する。

英文では、ITOKI CORPORATION と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種家具・什器・建具・事務用機器の製造ならびに販売
2. セキュリティ機器、物流機器、映像機器、情報通信機器、その他一般産業用機器の製造ならびに販売
3. 店舗用什器の製造ならびに販売
4. ファイリングその他事務所の生産性向上に関する情報の提供およびコンサルティング業務
5. 前各号記載商品の賃貸ならびに古物売買および古物委託売買
6. 人材開発のための教育・研修およびコンサルティング業務ならびに人材紹介業
7. 建築物の設計および工事監理
8. 建築工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業、管工事業、内装仕上工事業、電気通信工事業、建具工事業、電気工事業、とび・土工・コンクリート工事業
9. 損害保険代理業
10. 不動産の売買、賃貸ならびに仲介
11. 貨物運送取扱事業および倉庫業
12. 前各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を大阪市に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1億4,983万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の売渡請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第13条（基準日）

当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要ある場合には、取締役会の決議によってあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

第14条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第15条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- ③ 株主総会の議長は、株主としてその議決権を行使することを妨げない。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条（議決権の不統一行使）

会社法第313条第2項に定める通知は、書面によって行うこととする。

第20条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第21条（取締役の員数）

当会社の取締役は、12名以内とする。

第22条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第23条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第24条（代表取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

第25条（役付取締役）

取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長および取締役副社長各1名を選定することができる。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役会の権限）

取締役会は、法令に定める事項のほか当会社の重要な経営方針を決定する。

第28条（取締役会の招集）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- ③ 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ④ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第29条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

第30条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第31条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第32条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第33条（監査役の員数）

当社の監査役は、5名以内とする。

第34条（監査役の選任）

監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第35条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第36条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第37条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第38条（監査役会の招集）

監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第39条（監査役会の決議）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第40条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第41条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第42条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第6章 会 計 監 査 人

第43条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第44条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

第45条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第46条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第47条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

第48条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第49条（剰余金の配当等の除斥期間）

剰余金の配当および前条に定める中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第8章 買 収 防 衛 策

第50条（当社株式の大量取得行為に関する対応策）

当社は、株主総会の決議によって、当社株式の大量取得行為に関する対応策の導入、継続の決定を行うことができる。

- ② 当社は、前項の対応策の一環として、新株予約権の無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。
- ③ 当社は、第1項の対応策の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。
 - (1) 当該対応策に定める一定の者（以下、「非適格者」という。）が新株予約権を行使することができないこと。
 - (2) 当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式を交付することができること。
- ④ 第1項における当社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど当社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。

附 則

第1条 本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他法令の定めるところによるものとする。